

# 第 1 章 議 会

## つがる西北五広域連合議会の定例会の回数に関する条例

平成 1 1 年 7 月 1 5 日  
条 例 第 1 4 号

( 趣 旨 )

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法第 1 0 2 条第 2 項の規定に基づき、つがる西北五広域連合議会の定例会の回数を定めるものとする。

( 回 数 )

第 2 条 つがる西北五広域連合議会の定例会の回数は、毎年 2 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。